

番 号
年 月 日

青森県知事

殿

市町村長

印

経営資金融通措置申請書

災害名によって損失を受けた農（林、漁）業者の経営資金融通希望額が下記のとおりですので、青森県農林漁業災害経営資金融通助成条例による措置を講ぜられるよう関係書類を添えて申請します。

記

（単位：千円）

区 分	融資希望額	内 訳			算 出 基 礎
		%資金	%資金	%資金	
合 計					

添付書類

- 1 被害状況書（別紙1）
- 2 被害農（林、漁）業者別の農（林、漁）業経営資金等需要調書（別紙2）

番 号
年 月 日

青森県知事 殿

市町村長 印

特別被害地域指定申請書

災害名により農（林、漁）業被害を受けた下記の地域を青森県農林漁業災害経営資金融通助成条例の特別被害地域として指定くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

区 分	旧市町村名	大 学 名	備 考

添付書類

1. 特別被害地域指定調書（別紙）
2. 申請地域を表示した5万分の1の地図

別紙

特別被害地域指定調書

(市町村名)

地 域 名			被 害 額				農(林、漁)業者数		特 別 被 害 地 域 内			特別被害地域外		
新市町村名	旧市町村 〔又は開拓 地区名〕	大字名	減 収 被 害		施 設 被 害		合 計	総 農 (林、漁) 業 者 数	被 害 農 (林、漁) 業 者 数	%適用 被 害 農 (林、漁) 業 者 数	%適用 被 害 農 (林、漁) 業 者 数	特 別 被 害 農 (林、漁) 業 者 数	%適用 被 害 農 (林、漁) 業 者 数	%適用 被 害 農 (林、漁) 業 者 数
			主 要 被 害 物	被 害 額	主 要 被 害 物	被 害 額								

注 農業、林業又は漁業の区分ごとに別葉とすること。

第3号様式（第5条関係）（平6規則54・一部改正）

番 号
年 月 日

青森県知事 殿

市町村長 印

経営資金融資限度額変更承認申請書

災害名に係る農（林、漁）業関連天災について通知を受けた経営資金融資限度額について下記のとおり変更を必要とするので、その承認を申請します。

記

1. 変更承認申請額

（単位：千円）

区 分	(A) 変 更 前				(B) 変 更 後				(A) - (B) 差引過不足額			
	総額	% 資金	% 資金	% 資金	総額	% 資金	% 資金	% 資金	総額	% 資金	% 資金	% 資金

2. 変 更 理 由

第4号様式（第6条関係）（昭57規則35・平6規則54・一部改正）

〔災害名〕に係る農（林、漁）業関連天災の被害農（林、漁）業者に対する経営資金の融通に関する利子補修契約書

住 所
(甲) 市町村名

住 所
(乙) 金融機関名

上記当事者間において、青森県農林漁業災害経営資金融通助成条例（以下「条例」という。）に基づく経営資金の融資についての利子補給に関し、次のとおり契約を締結した。

(主 旨)

第1条 乙は、条例第2条第1項に定める被害農（林、漁）業者に対し、同条第3項に定める経営資金を 年 月 日から 年 月 日までの間において総額 円を限度として融資するものとし、甲は当該融資について乙に対し利子補給金を交付するものとする。

(報 告)

第2条 乙は、前項の融資限度額に過不足を生じたときは、直ちに、その旨を甲に報告するものとする。

2 乙は、経営資金の貸付けを実行したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

(利子補給)

第3条 第1条の利子補給金の率は、次の表の資金区分に応じ、同表に定める年率とする。

資 金 区 分	年 率
(1) 特別被害地域内の特別被害農（林、漁）業者に貸し付けられる経営資金	年 %
(2) 開拓者（(1)に掲げる者を除く。）又は被害農（林、漁）業者で農（林、漁）業関連天災による農作物の減収（林産物の流失等、魚類の流失等）による損失額がその者の平年における農（林、漁）業による総収入額の100分の30以上である旨の市町村長の認定を受けたもの（(1)に掲げる者を除く。）に貸し付けられる資金	年 %
その他の被害農（林、漁）業者に貸し付けられる資金	年 %

2 乙は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの期間に係る経営資金の融資残高（延滞額を除く。）について前項に定める年率をもって計算して得た額を、それぞれ当該機関満了後、請求書に計算書を添えて甲に請求するものとする。

(支 払)

第4条 甲は、乙から前項第2項の規定により利子補給金の請求があった場合は、当該請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

(書類、帳簿等)

第 5 条 乙は、経営資金の融資についての経理状況を明らかにする書類、帳簿等を備え付けるものとする。

(報告の徴取等)

第 6 条 甲は、経営資金の融資に関し乙に対して報告を求め、又は職員をして乙の書類、帳簿等を調査させることができるものとする。

(利子補給金の打切り又は返還)

第 7 条 甲は、乙が条例又はこの契約に違反したときは、利子補給金の全部若しくは一部を交付せず、又はすでに交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を請求することができる。

(協議事項)

第 8 条 条例又はこれに基づく諸手続が改正され、又は廃止されたときは、これに応じて甲乙協議の上、この契約の内容を変更するものとする。

2 この契約に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 市町村長

印

乙 融資期間
代表者氏名

印

第5号様式（第7条関係）（平6規則54・一部改正）

（その1 農業者用）

災害名についての農業被害認定書

住所
 農業者
 氏名（名称及び代表者の氏名）

1. 減収被害

被害農業作物名 又は 被害畜産物名	作付反別 又は飼育 頭羽数	反当たり 収量又は 1頭(羽) 当たり 収量	左の作付 反別（飼 育頭数） による 平年収量 (A)	標記天災 による 減収量 (B)	標記天災 による 減収率 (B)/(A)	単 価 (C)	標記天災 による 減収金額 （損失額） =(B)×(C)	年間農業 粗収入 (E) ※	$\frac{(D)}{(E)}$
1 2 3 ⋮									%
							合計 (D)		

2. 樹体被害

果樹又は 桑樹の品種名 又は仕立法	樹齡	栽培面積 (F)	樹体評価 標準表に かんする 単価 (G)	被害時の 樹体価額 (H)= (F)-(G)	標記天災 による樹 体損失率 (J)	標記天災 による 被害面積 (K)	標記天災 による 損失額 (L)=(G)× (J)×(K)	$\frac{(M)}{(I)}$	(D)+(M)
		合計		合計 (I)			合計 (M)		

災害名による頭書農業者の被害は、上記のとおりであることを認定する。

年 月 日

市町村長



注1. 農業者に左肩に、果樹栽培者にあつては㊦印を、家畜飼養者にあつては㊧印を付すること。

2. 「イ 減収被害」の桑については、それぞれ通常収納し得ると見込まれる繭の収量で算出すること。

3. 「ロ 樹体被害」の果樹及び桑樹がともに樹体被害を受けた場合は、果樹又は桑樹の別に区分してそれぞれ合計すること。

4. 被害認定書には、年間農業収益の内容及び農地利用状況を示す下記明細書を添付すること。

作物（果樹又は桑樹を含む。）名及び畜産物名	作 付 反 別 又は飼育頭羽数	反当たり収量 又は1頭（羽） 当たり収量	平年収量	単 価	粗 収 益
	(経営耕地面積)				合計 (E)※

5. 指定法人の場合にあたっては、被害認定書に下記の法人明細書を添付すること。

農業の種類	構成員数	関係世帯数	常時従事者数	設立年月日	業務内容	資本金

(その2 林業者用)

災害名についての林業被害認定書 (林産物の場合)

住所
 林業者
 氏名 (名称及び代表者の氏名)

林産物名	被害内容	標記天災による 損失量(A)	単価 (B)	損失額 (A)×(B)	平年の 生産量 (D)	年間林業 粗収益 (B)×(D)	$\frac{(C)}{(E)}$
1 2 3 ⋮ ⋮ ⋮					1 2 3 ⋮ ⋮ ⋮		%
				合計 (C)		合計 (E)	

災害名による頭書林業者の被害は、上記のとおりであることを認定する。

年 月 日

市町村長 印

- 注1. 「林産物名」欄には、被害林業者としての年間林業粗収益を算出するため、被害を受けない林産物のある場合にもその林産物について記入し、以下必要事項について記入すること。
2. 「被害内容」欄には、林産物の減収、流出等を具体的に記入すること。
3. 「平年の生産量」欄には、林産物の種類別にその生産量を記入すること。
4. 指定法人の場合にあつては、被害認定書に下記の法人明細書を添付すること。

林業の種類	構成員数	常時従事者数	設立年月日	業務内容	資本金

災害名についての林業被害認定書（施設の場合）

住所
 林業者
 氏名（名称及び代表者の氏名）

被害林業施設名	施設の価格 (A)	標記天災による 被害金額 (B)	被害率 $\frac{(B)}{(A)}$	被害の態様
1. 炭がま 2. しいたけほだ木 3. わさび育成飼育 4. 樹苗育苗施設				

災害名による頭書林業者の被害は、上記のとおりであることを認定する。

年 月 日

市町村長



- 注1. 「施設の価額」欄には、被害の直前における施設の評価額を記入すること。
 2. 「被害の態様」欄には、流出、損壊等の被害状況を記入すること。
 3. 指定法人の場合にあっては、被害認定書に下記の法人明細書を添付すること。

林業の種類	構成員数	常時従事者数	設立年月日	業務内容	資本金

(その3 漁業者用)

災害名についての漁業被害認定書 (水産物の場合)

住所
漁業者
氏名 (名称及び代表者の氏名)

水産物名	被害内容	標記天災による 損失量(A)	単価 (B)	損失額 (A)×(B)	平年の 生産量 (D)	年間漁業 粗収益 (B)×(D)	$\frac{(C)}{(E)}$
							%
				合計 (C)		合計 (E)	

災害名による頭書漁業者の被害は、上記のとおりであることを認定する。

年 月 日

市町村長 印

注1. 「水産物名」欄には、被害農業者としての年間漁業粗収益を算出するため、被害を受けない水産物のある場合にもその水産物について記入し、以下必要事項について記入すること。ただし、海面漁業を主として営む者については海面漁業収入のみを、また養殖漁業を主として営む者については養殖漁業収入のみを記入するにとどめて差し支えない。

損失量についても同様である。

2. 「被害内容」欄には、水産物の減失、流失等を具体的に記入すること。
3. 「平年の生産量」欄には、水産物の種類別にその生産量を記入すること。
4. 指定法人の場合にあっては、被害認定書に下記の法人明細書を添付すること。

漁業の種類	構成員数	常時従事者数	使用漁船の 合計トン数	設立年月日	業務内容	資本金

災害名についての漁業被害認定書（施設の場合）

住所
漁業者
氏名（名称及び代表者の氏名）

被害漁業施設名	施設の種類	施設の価格 (A)	標記天災による 被害金額 (B)	被害率 $\frac{(B)}{(A)}$	被害の態様
養殖施設 漁具 漁船					

災害名による頭書漁業者の被害は、上記のとおりであることを認定する。

年 月 日

市町村長



- 注1. 「施設の価額」欄には、被害の直前における施設の評価額を記入すること。
 2. 「被害の態様」欄には、沈没、流失、滅失、損壊等の被害状況を記入すること。
 3. 指定法人の場合にあっては、被害認定書に下記の法人明細書を添付すること。

漁業の種類	構成員数	常時従事者数	使用漁船の 合計トン数	設立年月日	業務内容	資本金

番 号
年 月 日

青森県知事 殿

市町村長 

災害名による被害農（林、漁）業者等に対する経営資金利子補給費補助金交付申請書

下記のとおり利子補給費補助金を交付くださるよう青森県農林漁業災害経営資金融通助成条例施行規則第 10 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助金交付申請額 円
2. 算 出 基 礎 別紙のとおり
3. 添 付 書 類
 - 利子補給契約書の写し 1 通
 - 収支予算書 1 通

収支予算書（収支精算書）

1. 収入の部

区 分	本年度 予算額 〔本年度 精算額〕	前年度 予算額 〔本年度 予算額〕	対 比 増 減		備 考			
					前 期 分		後 期 分	
			増	減	受 入 額	年 月 日	受 入 額	年 月 日
県費補助額	円	円	円	円	円	円	円	円
市町村費								
計								

2. 支出の部

区 分	本年度 予算額 〔本年度 精算額〕	前年度 予算額 〔本年度 予算額〕	対 比 増 減		備 考			
					前 期 分		後 期 分	
			増	減	利 子 補 給 額	支 払 年 月 日	利 子 補 給 額	支 払 年 月 日
利子補給額	円	円	円	円	円	円	円	

注 備考欄は、終始清算書提出の際記入すること。

番 号
年 月 日

青森県知事 殿

市町村長 印

災害名による被害農（林、漁）業者
に対する経営資金利子補給実績報告書

年 月 日付け 第 号に基づく補助金の交付決定通知に係る利子補給金の交付を下記のとおり完了したので、青森県農林漁業災害経営資金融通助成条例施行規則第 12 条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1. 交 付 年 月 日
2. 交 付 額
3. 交 付 先

添付書類 収支精算書

融資機関の利子補給金の受領を証する書面の写し